

【身体拘束等の適正化の指針】

○身体拘束等の適正化の指針

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するのもであり、利用者の尊厳のある生活を阻むものである。当事業所では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

○重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、サービス対象者又はほかのサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

○根拠となる法律

児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)

○児童虐待防止法(児童虐待の防止に関する法律)

個々の心身の状況を勘案し、障がい、特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の 3 つのようなを満たす状態にある場合は身体拘束を行うことがあります。

- 1, 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- 2, 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- 3, 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要である

○1.身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- 1, 定期的な教育・研修(年 2 回)の実施
- 2, 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- 3, その他必要な教育・研修の実施(群馬県等が実施する研修等への参加、報告など)

○2.身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合(緊急時の対応、注意事項)本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならぬ場合、以下の手順に従って実施します。

(1) 委員会の設置

虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会と責任者を設置する。責任者をとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

(2) 委員会の実施

毎月1回の実施を行います。虐待防止委員会の役割を理解し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策を検討する。

(3) 利用者や家族等に対しての説明

身体拘束の内容・目的・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を説明し、理解が得られるよう努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み本人または保護者に説明し同意を得る。

(4) 記録

記録の様式を用いて、態様及び時間、心身の状況・やむを得ない理由など記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を隨時検討する。また実施した事例や分析結果について、処遇職員に周知する。記録は5年間保存する。

○ 3 ,**身体的拘束適正化に向けた責任及び役割**

身体拘束廃止に向け、チームケアを行うことを基本とし、果たすべき役割に責任をもって対応する。

○ 4 ,**その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針**

身体的拘束をしないサービスを提供していくためには、事業所サービス提供にかかわる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識を持つ必要があります。

- ・他の利用者への影響を考えて、安易に身体的拘束を実施していないいか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等必要と判断しているか(別の対策や手段はないのか)

○ 5 ,**指針の閲覧について**

当事業所の身体的拘束等の適正化の指針は、求めに応じて利用者及び家族等が閲覧できるように、ホームページに公表します。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。